

## 議 事 録

会議名	令和5年度第2回三鷹市地域密着型サービス等運営委員会
日 時	令和6年2月9日（金）午後7時00分～8時20分
会 場	三鷹市教育センター2階 第二中研修室
出席委員 （7人）	杉山一延、國府田祥二、上田典之、森田武志、高尾数祥、秋山裕子、槇谷由佳（敬称略）
事務局 （5人）	介護保険課長、課長補佐、介護事業者指導係長、他事務局3人
会議の 公開・非公開	一部非公開
傍聴人数	0人

### 1 審議内容

#### 議題1 地域密着型サービス事業所の新規指定について（一部非公開）

##### (1) 市内事業所2件の指定申請について

**事務局**：令和6年4月1日に開設予定の地域密着型通所介護事業所「みたか紫水園デイサービスセンター」より指定申請があり、申請内容が人員、設備及び運営基準を満たしているかについて、書類審査及び現地確認調査を実施したので報告する。当該事業所の新規指定について、委員の皆さんよりご意見等をいただきたい。

**事務局**：令和6年4月1日に開設予定の地域密着型通所介護事業所「地域密着型通所介護あゆみん家」より指定申請があり、申請内容が人員、設備及び運営基準を満たしているかについて、書類審査及び現地確認調査を実施したので報告する。当該事業所の新規指定について、委員の皆さんよりご意見等をいただきたい。

##### (2) 市外事業所1件の指定について報告した。

#### 議題2 地域密着型サービス事業所の指定更新について

##### (1) 市内事業所5件が指定更新予定である旨報告した。

##### (2) 市外事業所1件の指定更新を行い、4件が指定更新予定である旨報告した。

##### 【ご意見・ご質問等】

**委員**：遠方にある事業所を利用するということは、市内に住所を置いたまま、例えば親族に引き取られるなどにより、そこから通っているという認識でよいのか。

**事務局**：住民票を三鷹市に置いたまま、身体は市外にあって市外の事業所に通っているということでもよい。

**委員**：協定を結んでいる自治体の地域密着型サービスしか指定できないのか。

**事務局**：協定を結んでいる自治体からの指定申請であれば、手続きを簡略化できるというものであり、指定ができないというものではない。

**委員**：市外事業所の地域密着型サービスを利用するにあたって、市外に親族がいれば全国各地でも利用できるのか。

**事務局**：その自治体と協議をして決めることになる。

**委員**：市外の人を受け入れは何名までと決まっているのか。また、利用したい場合はどこに相談すればよいのか。

**事務局**：自治体によって異なる。三鷹市の場合は、市民の待機者がいないことや市外の人

定員の何割以内という定めがある。まずは、行きたい事業所のある自治体に相談していただくことになる。介護保険を利用している方は、ケアマネジャーに相談いただければ、ケアマネジャーが自治体に相談してくれる。

**委員**：6年前は三鷹市の利用者がいて市外の事業所を指定したと思うが、市外の事業所の更新というのは、自動更新なのか。現地調査や現状確認などはしないのか。

**事務局**：更新には、書類の提出を求めている。書類審査のみであり、現地まで確認には行っていない。

**委員**：6年間の期間がある中、毎年、事業所から報告を受けたりしないのか。

**事務局**：市内の事業所については、サービスごとに異なるが、地域密着型通所介護事業所であれば、6カ月に1度、運営推進会議を開催する決まりがある。そこで、定期的に運営状況の報告を受けている。市外の事業所については、その事業所がある自治体に運営状況の報告をしてもらっている。

**委員**：三鷹市民の利用者がいない事業所は、廃止になる場合もありますとあるが、廃止にならないことの方が多いということか。

**事務局**：三鷹市から、三鷹市民の利用者がいないので廃止しますと言うことはない。事業所から、三鷹市民の利用者がいないので廃止したい、と申し出があった場合のみ廃止する。また、一時的に三鷹市民の利用がないが、今後、三鷹市民を受入れる場合は、廃止にならないこともある。

### 議題3 地域密着型サービス事業所の指定廃止・休止について（一部非公開）

- (1) 市内廃止事業所がない旨報告した。
- (2) 市外廃止事業所がない旨報告した。
- (3) 市内休止事業所がない旨報告した。
- (4) 市外休止事業所がない旨報告した。

【ご意見・ご質問等】

**委員**：異議なし。

### 議題4 その他事務局からの事務連絡等

- (1) 三鷹市地域密着型サービス等運営委員会の名称及び所掌事項等の変更（令和6年2月1日付け）について報告した。
  - ・運営委員会の名称が「三鷹市地域密着型サービス運営委員会」から「三鷹市地域密着型サービス等運営委員会」に変更された。
  - ・所掌事項に介護予防支援の指定についてが追加された。
- (2) 令和4年度三鷹市地域密着型サービス事業者の公募について報告した。

【ご意見・ご質問等】

委員：異議なし。